

令和7年1月31日

石巻市議会議長 遠藤 宏 昭 殿

議会運営委員会  
委員長 阿部 浩 章

視察報告書

視察の概要は下記のとおりです。

記

- 1 参加委員 阿部 浩 章 委員長 宇都宮 弘 和 副委員長  
原 田 豊 委員 早 川 俊 弘 委員  
千 葉 正 幸 委員 高 橋 憲 悦 委員  
櫻 田 誠 子 委員 阿 部 和 芳 委員  
後 藤 兼 位 委員 (事務局1名同行)
- 2 視察期間 令和7年1月22日(水)から1月23日(木)まで 2日間
- 3 視 察 先 神奈川県横須賀市
- 4 視察内容 ・予算決算常任委員会について  
・議会改革の取組について
- 5 添付書類 別紙のとおり
- 6 視察経費 460,100円(同行職員含む)

## 【 視察の目的 】

本市議会の喫緊の課題である、予算・決算の分割付託を見直す方策を中心に、先進の議会改革の取組について学ぶ。

## 【 視察の概要 】

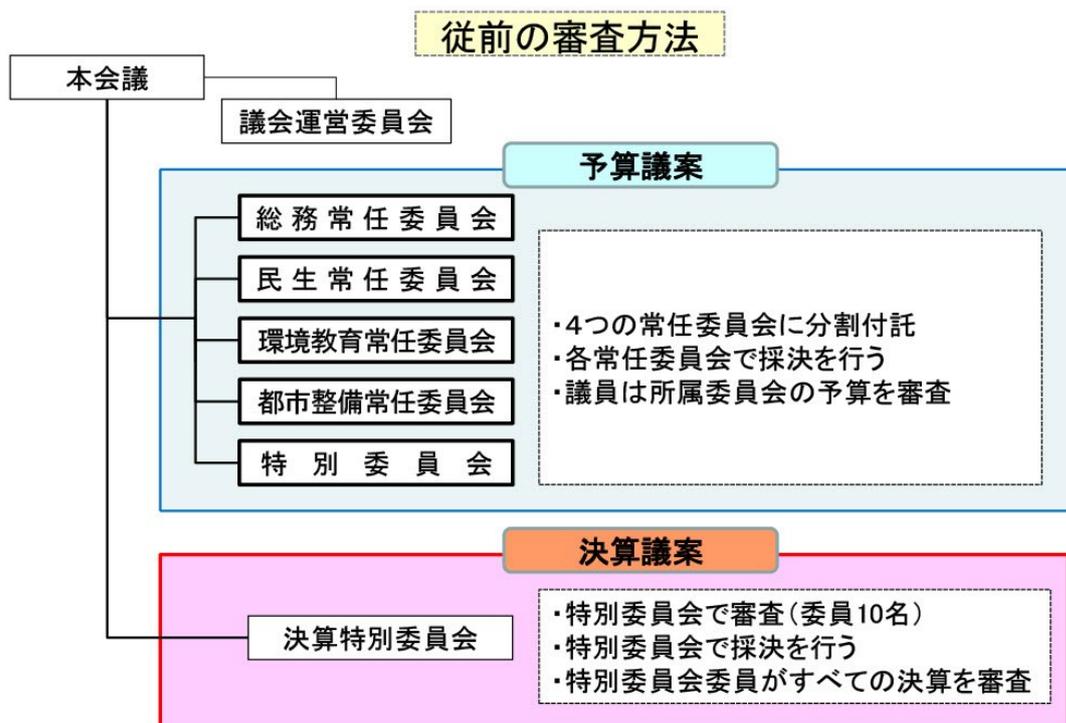
横須賀市は、人口約 40 万人の中核市であり、神奈川県南東、三浦半島の中央部に位置し、三方は東京湾と相模湾に面している。市域の大半は標高 100～200m の丘陵地からなるため、緑も多く、首都圏の中にあっては、有数の豊かな自然環境に恵まれた都市である。また、ペリー来航や日本初となる石造りのドライドックをもつ横須賀製鉄所が建設されるなど、数多くの近代化遺産が存在し、日本の近代化はこの横須賀から始まったと言われている。なお、現市長の上地克明氏は、タレントの上地雄輔氏の父である。

横須賀市議会は、議会改革度調査 2023 ランキングが全国総合 25 位であり、予算決算常任委員会の設置をはじめ、通年議会の導入や関東学院大学との包括的パートナーシップ協定のほか、毎年のように議会提出条例を制定するなど、数多くの先進的な取組が行われている議会である。

## 【 取組の概要 】

まずは、従前の審査方法と予算決算常任委員会による審査方法は図のとおりで、分割付託していた。

# 予算決算常任委員会による審査



なぜ、予算決算常任委員会設置したかは、①従来の分割付託による審査方法は、各委員会での表決結果が異なる可能性がある等の矛盾が生じることから、これを解消する。②予算審査と決算審査を同一議員が行うことにより、総合的・一体的な審査を行う。

#### 設置の経緯

- ・ 地方自治法改正（平成 18 年 3 月）
- ・ 平成 20 年 10 月から議長の諮問機関である「第 3 次議会制度検討会」において、検討を開始、先進市視察を含め、延べ 18 回検討を行った。
- ・ 平成 22 年 6 月 予算決算常任委員会設置に関する答申
- ・ 平成 23 年 2 月 同委員会の運用に関する答申
- ・ 平成 23 年 3 月 予算決算常任委員会運営要綱制定

#### 予算決算常任委員会への付託議案等

- 【議案】 (1) 予算、決算と関連し、かつ複数の分科会に関連するもの 例：指定管理者指定議案  
 (2) 基金の設置など予算の根幹に関わるもの 例：基金条例設置議案  
 (3) 手数料条例に係るものなど歳入予算を伴うもの 例：手数料条例改正議案  
 (4) 予算または決算の議案と一体で審査することが合理的であるなどの理由により、理事会が承認したもの

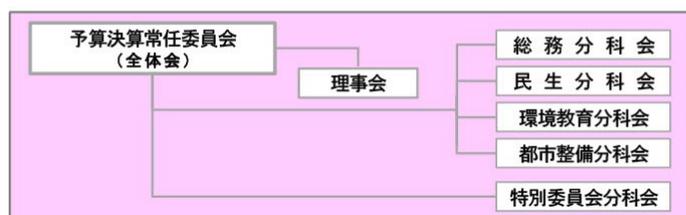
【法定報告】 継続費等の繰越計算書及びこれまで決算特別委員会で審査していた継続費精算報告書等の法定報告の審査を行う。

【一般報告】 原則として、予算決算常任委員会では扱わない。

【請願・陳情】 原則として、予算決算常任委員会では請願陳情の審査を行わない。

予算決算常任委員会設置による効果 (1) 分割付託解消による円滑な議案審査 (2) 同一議員が予算決算審査を行うことによるチェック機能の強化 (3) 議案採決を行う本会議の開催時間減につながった。

## 予算決算常任委員会の構成



	予算決算常任委員会 (全体会)	理事会	分科会
委員(理事)	委員は、全議員(39名) ※議長は、議会の議決を得て、委員とならないことができる。	理事は、各常任委員会の正副委員長(5委員会×2名=10名)	委員は、部門別常任委員会と同じ
開催場所	本会議場	会議室	委員会室
正副委員長(会長)	委員長＝副議長 副委員長＝議会運営委員長	会長＝予算決算常任委員長(副議長)、副会長＝同副委員長(議運委員長)	正副委員長は、部門別常任委員会の正副委員長が兼務
出席理事者	本会議と同じ(市長・副市長・各部長等)	なし	部門別常任委員会と同じ(各部長及び課長)

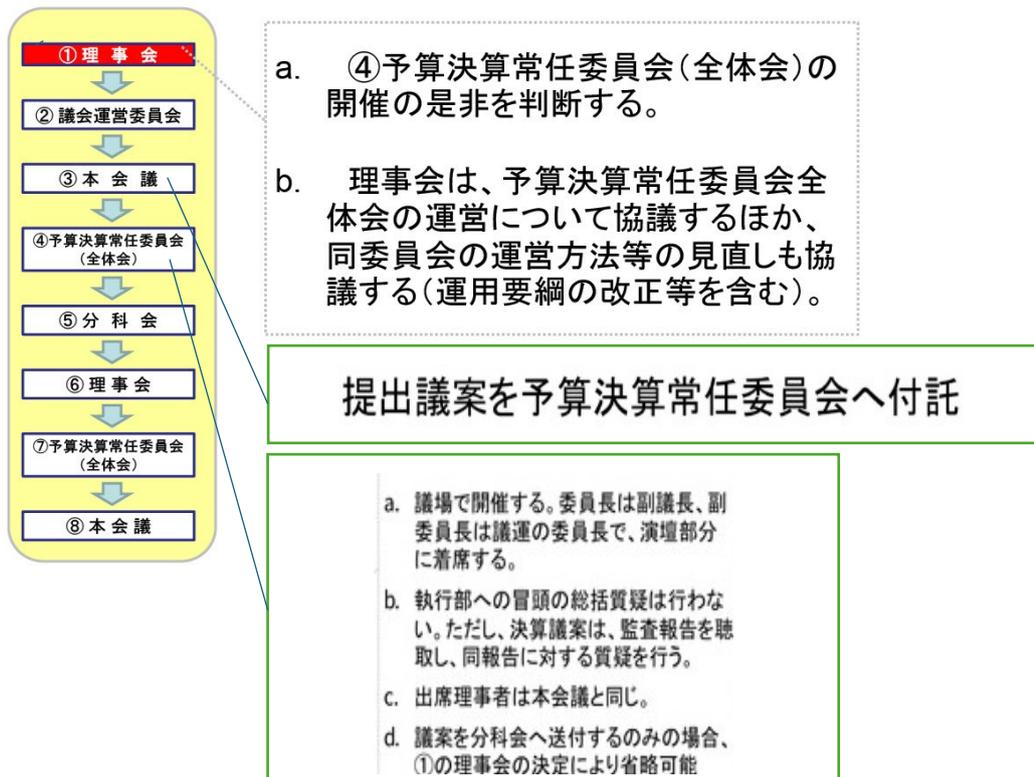
予算決算議案審査の流れ（下図の流れによって理事会で付託先を決定）

## 予算決算議案審査の流れ

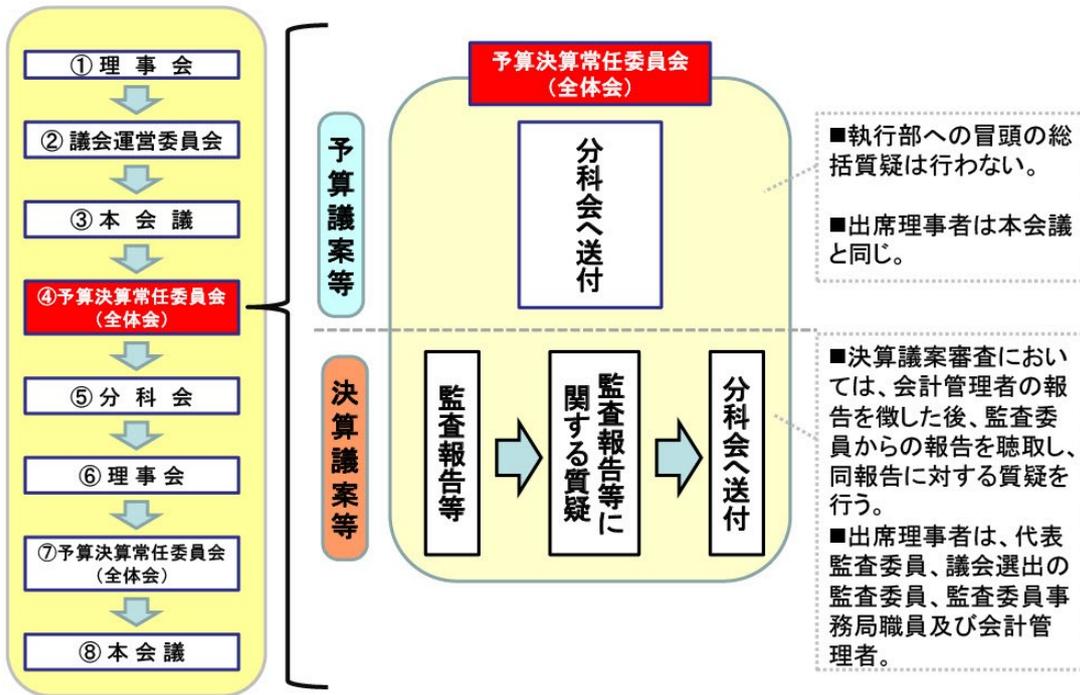


理事会・本会議・全体会

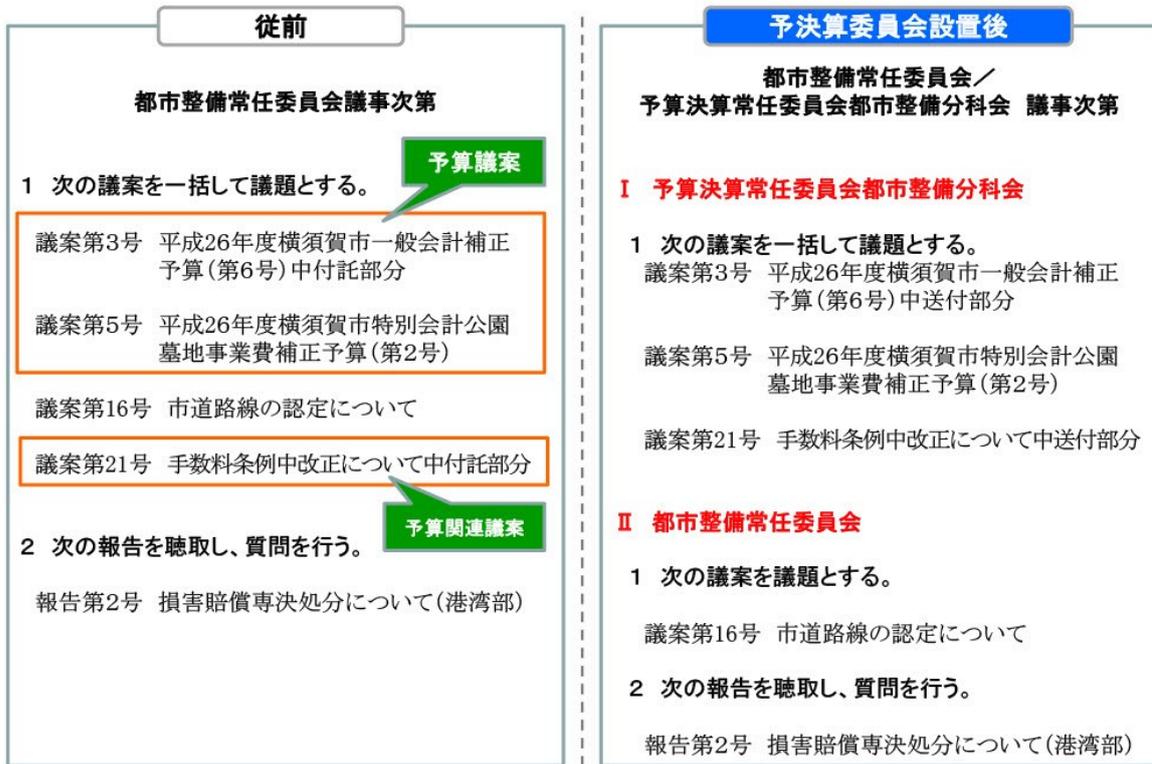
## 予算決算議案審査の流れ(理事会)



# 予算と決算審査の違い



# 委員会審査における議事次第の違い





- a. 委員会室で開催。分科会の正副委員長は部門別常任委員会の正副委員長が兼務
- b. 討論、採決及び各会派の意向確認は行わない(⑦の全体会で行う)。
- c. 補正予算は、分科会と部門別常任委員会を同日開催し、所管部局を一括して審査する(基本的に部門別常任委員会の前に開催)。
- d. 当初予算及び決算は、分科会を単独開催し、部局別に審査する。

- a. ⑦で開催する全体会の議事運営を協議する。
- b. ⑦の全体会において行う総括質疑の発言順序等を決定する。

- a. 分科会委員長報告、総括質疑、採決を行う。分科会委員長報告では、分科会の主な質疑を報告する。
- b. 複数分科会にまたがる内容及び政策的な判断を求める内容に限り、市長に対して総括質疑を行うことができる。
- c. 総括質疑
  - ・通告制(⑥の理事会前日10時締切)
  - ・持ち時間制(答弁を除き20分)
  - ・自席から一問一答

予算決算常任委員長報告を行い、採決を行う。

議会改革の取組については、1 議員定数の見直しについて、2 議会報告会（広報広聴会）、3 政策検討会議の3点について説明いただいた。

## 1 議員定数の見直しについて

これまで、横須賀市議会では下図のとおり52名の議員定数を見直し現在39人となっている。

# 横須賀市議会の議員定数

昭和57年3月10日	議会議員定数減少条例制定 (52人→48人)	
平成6年12月22日	議会議員定数減少条例制定 (48人→46人)	
平成13年6月5日	横須賀市議会議員定数条例制定 (46人→45人)	
平成18年12月13日	横須賀市議会会議条例改正 (45人→43人)	※平成19年5月2日から
平成22年11月30日	横須賀市議会基本条例改正 (43人→41人)	※平成23年5月2日から
平成30年12月19日	横須賀市議会基本条例改正 (41人→40人)	※令和元年5月2日から
令和4年10月7日	横須賀市議会基本条例改正 <u>(40人→39人)</u>	※令和5年5月2日から

議員定数に関する規定は、「横須賀市議会基本条例」の第1章総則（議員定数）第5条法第91条第1項の規定により、条例で定める議会の議員の定数は、39人とする。2議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、原則として議員が改正理由の説明を付して提案するものとする。3前項の規定は、市長の条例議案の提出権を制限するものと解してはならない。と規定してある。

議員定数に関する検討組織については、「横須賀市議会基本条例」第7章議会改革の推進（検討会議等の設置）第28条議会は議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する**議会制度検討会議**を設置する。（第2項省略）3第1項の議会制度検討会議及び前項の検討会に関し必要な事項は、議長が別に定める⇒**議会制度検討会議運営要綱**を制定してある。

主な協議内容については、「1 第三者委員会等の設置の必要性」有識者、民間人等で構成される第三者委員会等を設置し、議員定数に関する基本的な考え方や方向性など客観的な意見を聴取する。検討結果⇒**設置しない**・定数については議員自らが決めること。・定数だけでなく、議員の在り方、報酬等の議論にも及ぶことが懸念される。・他市議会でも実績が極めて少ない。

協議内容については、「検討期間」・年度内、なるべく早期に（改選前の駆け込み的な決定は避けたい）・任期最終年の12月定例議会（コロナの状況等もあり早急には決定できない）・任期最終年の9月定例議会令和2年3月に協議を開始、延べ19回の検討⇒令和4年8月、削減数（1人）決定

「削減数に係る主な意見」(1)自由民主党、削減数3人（＝定数37人）・いたずらに定数を削減することは議会の機能低下を招くことになるが、本市の人口減少や財政状況を踏まえると、一定数の削減は必要・4つの常任委員会の委員数を均等（各9人）にするのが望ましい・每期1人ずつ減らすのは適切ではない。(2)よこすか未来会議、削減数1人（＝定数39人）・近年、様々な議会改革が進んでいるが、まだその取組が途上段階であるので、多くを削減することには抵抗がある。・今後の人口減少社会において、一度減らしたものは増やせない・多様な意見を集めるためには、議員はある程度多くてもよい。(3)公明党、削減数1人（＝定数39人）・人口1万人に議員1人とすると38人だが、議会の政策形成サイクルなど様々な議会改革の取組を行っていることを踏まえると、削減数は1人とすべきである・今後も人口減少が見込まれる中で、市民の理解を得るためには、次の4年間も議員定数または議会費予算など何らかの削減を行う必要がある。(4)日本共産党（※オブザーバー）、現状維持（＝定数40人）・一度削減すれば増加させることは難しく、慎重な議論が必要・地域事情等も踏まえて多様な意見を十分に反映させられるかどうか重要・議員定数を減らすことによって議会の監視機能の低下が懸念される。

削減数決定後の協議内容は、(1)議長及び議会運営委員長に報告する「議員定数の削減及びその判断理由」の検討・これまでの協議で出てきた意見を踏まえた正副委員長案を作成し、協議 (2)議会基本条例及び委員会条例改正案の検討・4つの行政部門別常任委員会のうち、どの委員会の定数を1人減らすか⇒くじ引きにより決定。「令和4年10月7日条例改正40人⇒39人」<1人削減とした理由>本市の人口減少や厳しい財政状況に鑑み、議員定数の削減はやむを得ないものである。定数を大きく減らした場合、議会の監視機能の低下につながるだけでなく、さらなる議会改革の推進にも支障をきたすおそれがある。議会には多様な市民意見を反映した政策立案・政策提言が求められているが、新型コロナウイルス感染症の影響など市民の暮らしを取り巻く環境が大きく変化中、今後もより一層多様化・複雑化する市民ニーズを的確に把握し市民福祉の向上につなげていくためには、相応の議員数が必要である。

## 2 議会報告会（広報広聴会）

広報広聴会とは、まず位置付けは、「議会基本条例第14条」議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとする↓広報広聴会は、重要と認められる事項について市民に報告し、又は特定の案件に関する事項について市民の声を聴取するもの。

令和4年10月議会報告会から広報広聴会へ

広報広聴会へのあゆみとして、報告を主とする場→広聴を中心とした場議会報告会+懇談会=広報広聴会検討課題に対する懇談会を中心とし、特定の対象者から、または特定のテーマに関して意見を聴取する機会として行うこれまでの議会報告会は、第1部議会報告で、報告内容「議案等の審議に関する事項」「その他重要と認められる事項」や「主に新年度の当初予算と主要事業について」「その審議プロセス

を報告」第2部で、市民からの意見聴取。報告会の活性化や参加者の意見を政策提言につなげる⇒**実際に政策提言につながったものはなし**

議会報告会の課題として、参加者を集めるのに苦勞する参加者がいつも同じ人になってしまう**市民意見を政策につなげることができていない**

広報広聴会へのきっかけは、①高校生を対象とした議会報告会 ②議会運営委員会による行政視察  
③課題別検討会議の設置 ※課題別検討会議…政策検討会議にて選定されたテーマを協議する会議該当  
テーマに関する条例案・提言案を協議する。

議会運営委員会による行政視察行政視察をきっかけに議会報告会の見直しを開始、①「特定の対象者から、または特定のテーマに関して意見を聴取する機会を設けること」について、検討を行うことが決定  
②既存の議会報告会の位置付けなどで意見が整わず ③新型コロナウイルス感染症の感染拡大

課題別検討会議の設置は、課題別検討会議で広聴の手法を検討、①課題別検討会議内に市民から意見を聴取する広聴機能を持たせるべきと決定 ②具体的手法を検討し、「市民意見聴取」を議会報告会及び懇談会の「新たな手法」として「試行する」と決定

広報広聴会へのきっかけ ①高校生を対象とした議会報告会⇒グループワークの導入 ②議会運営委員会による行政視察⇒議会報告会の見直しを開始 ③課題別検討会議の設置⇒議会報告会の新たな手法の誕生

## 議会報告会の新たな手法



- (1) 開催日・開催場所 令和3年11月7日(日)生涯学習センター
- (2) 参加者 34名(申込36名)
- (3) 参加議員 子どもの権利検討協議会委員・広報広聴会議委員等 17名
- (4) 実施内容

### 【第1部】専門的意見の聴取

- ・児童養護施設の現状と課題

講師：児童養護施設「春光学園」園長 児山 秀一 氏

- ・横須賀の虐待の現状と課題

講師：民生局こども家庭支援センター長 高場 利勝 氏



### 【第2部】報告

- ・現在検討中の条例案の説明

### 【第3部】懇談

- ・グループに分かれての意見聴取
- ・グループ毎の主な意見の発表



13

ついに…議会報告会→広報広聴会へ ・課題別検討会議における検討課題に対する懇談会を中心とし、特定の対象者から、または特定のテーマに関して意見を聴取する機会として行う ・今まであった報告を主とする場から、広聴を中心とした場にするため、議会報告会及び懇談会を一本化し、会の名称を「広報広聴会」とする。

## 高校生を対象とした議会報告会



### (1) 第1部（議会報告）

- ①市議会、議員の仕事に関する説明
- ②本市が抱える課題及びその対策について説明  
【テーマ】子育て、定住、観光



### (2) 第2部（グループワーク）

- ①班ごとに自己紹介・意見交換  
【テーマ】「よこすかをより魅力的な街にするには」



### (3) 各班からの発表

各グループの代表者が、それぞれでまとめた意見を発表



実施年月日・会場	参加者数
平成29年3月29日（水）	市立横須賀総合高校生徒等17名
平成30年3月29日（木）	市内高校4校 生徒24名

9

## 令和4年度広報広聴会



- (1) 開催日・開催場所 令和5年1月14日（日）ヴェルクよこすか
- (2) 参加者 13名（申込14名）
- (3) 参加議員 公共交通の在り方検討協議会委員  
広報広聴会議委員 計13名

### (4) 実施内容

#### 【第1部】報告

- ・現在検討中の提言書案の説明

#### 【第2部】懇談

- ・グループに分かれての意見聴取
- ・グループ毎の主な意見の発表



令和5年度広報広聴会は、(1)開催日・開催場所令和6年4月23日（火）市立横須賀総合高等学校  
(2)参加者20名（同校生徒） (3)参加議員広報広聴会議委員11名 (4)実施内容 【第1部】導入（報告）・市議会が行っている広報活動について 【第2部】懇談・グループに分かれての意見聴取・グループ毎の主な意見の発表となっている。

### 3 政策検討会議

政策検討会議設置の経緯政策検討会議の概要について、政策形成サイクル（前期の実行計画の取組）・実行計画の策定 **Plan**・政策立案 **Do**・政策の検証 **Check**・政策への反映・改善 **Action** 今期の実行計画について説明いたします。

政策検討会議設置の経緯については、平成 28 年 4 月 15 日議員研修会「大津市議会の議会改革について」平成 28 年 7 月 29 日議会運営委員会視察「会津若松市議会の政策形成サイクルについて」平成 28 年 11 月 28 日議会運営委員会議長提案政策検討会議・課題別検討会議の設置について平成 28 年 12 月 14 日(仮称)政策検討会議等準備会設置～平成 29 年 2 月 1 日計 4 回開催⇒政策検討会議の設置、議会基本条例の改正、運営要綱案等について協議平成 29 年 3 月 24 日議会基本条例改正案を全会一致で可決政策検討会議設置(同年 5 月 1 日施行)\* 通年議会・災害対応等も含めて条例改正

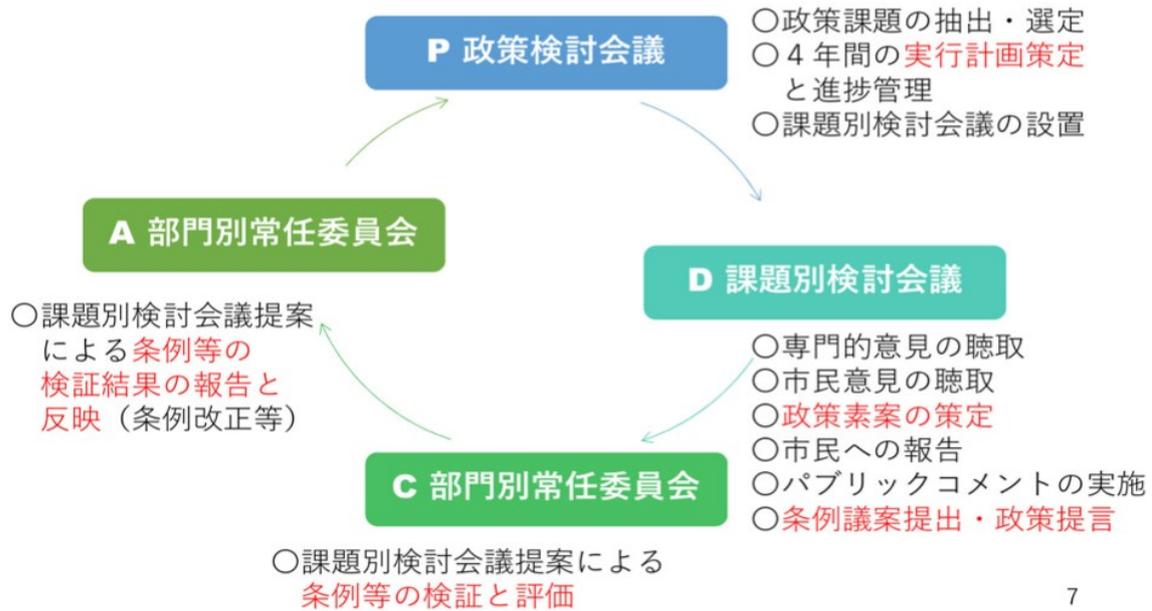
政策検討会議の概要は、(1)位置付け議会基本条例第 22 条(政策検討会議の設置) 議会は、政策の検討及び提案を積極的に行うため、政策検討会議を設置する。委員会規則第 34 条の 3「特定の目的について検討を行うための場」のひとつ ※政策検討会議運営要綱に、組織、運営等に関して必要な事項を規定。  
①議会全体で政策立案(条例制定または政策提言)を行い、課題解決に寄与する。②議員の任期(4 年間)で議会が取り組むべき課題を協議し、計画的に取り組む。

(2)設置の目的①「政策立案」であることを基本に、「条例制定」及び「政策提案」のいずれかを行うものとし、最終的な選択は詳細な検討を行う課題別検討会議で協議するものとする。②4 年間の実行計画の対象期間を考慮し、2 年間ごとの前期、後期の 2 つに分ける。③後期の計画については、前期末に本市を取り巻く社会情勢や行政課題などの変化を踏まえて、再度協議する。④選定しなかったテーマについては、実行計画を進行管理する中で、本市を取り巻く社会情勢や行政課題などを踏まえて、その取り扱いの必要性などを検討する。

(3)組織については、下図の政策検討会議、課題別検討会議となる。

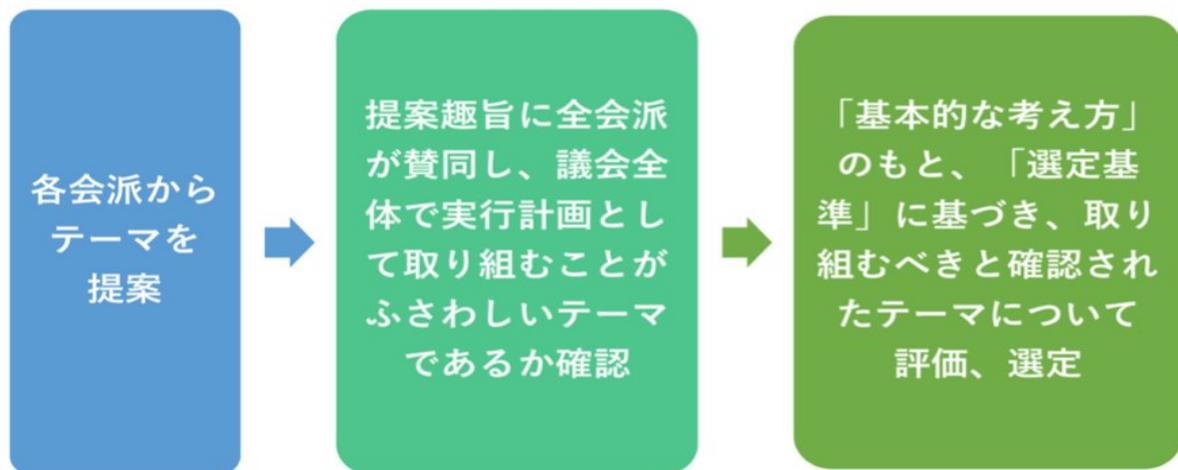
	政策検討会議	課題別検討会議
会議の役割 (所掌事務)	① 1 期 4 年間の実行計画の策定を協議 ② 実行計画の進捗を管理 ③ 緊急課題の対応について協議 ④ 政策形成サイクルに関する事項について協議	政策検討会議において条例づくり等の政策提案が行われ、全委員の賛同が得られた検討課題について、協議を行う。
委員構成	各会派から 1 名選出 + 正副委員長会派からさらに 1 名ずつ選出 ※会派に属さない議員(無会派議員)はオブザーバー参加が可能  任期は議員任期と同じ 4 年間	課題ごとに会議の設置要綱を制定し、その中で規定。 【例】各会派及び無会派議員から 1 名選出 + 正副委員長会派からさらに 1 名ずつ選出  任期は(概ね)政策立案まで <sup>6</sup>

施策形成サイクルについて



#### 4 実行計画の策定 (Plan)

##### (1) 課題選定プロセス



(2) 課題選定の基本的な考え方として、①「政策立案」であることを基本に「条例制定」及び「政策提案」のいずれかを行うものとし、最終的な選択は詳細な検討を行う課題別検討会議で協議するものとする。②4年間の実行計画の対象期間を考慮し、2年間ごとの前期、後期の2つに分ける。③後期の計画については、前期末に本市を取り巻く社会情勢や行政課題などの変化を踏まえて、再度協議する。④選定しなかったテーマについては、実行計画を進行管理する中で、本市を取り巻く社会情勢や行政課題などを踏まえて、その取り扱いの必要性などを検討する。

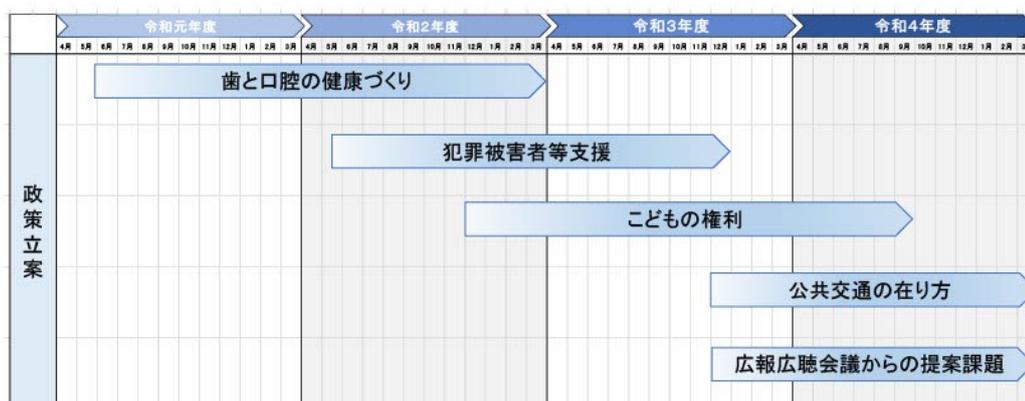
(3) 選定基準について、ア. 共通度は、議会全体として取り組むべき程度、イ. 市民生活度は、市民及び市民生活に及ぼす影響の（⇒影響度）範囲と程度、ウ. 市民満足度は、市民や市政の抱える課題の解決に有効であり、地域や経済の活性化、地域や市民の福祉に有益となる程度、エ. 緊急度は、早期に解決す

べき課題（以上、程度の大きさとして大⇒5、中⇒3、小⇒1）、オ. 提案数は、テーマを提出した会派数（3会派以上⇒3、2会派⇒2、1会派⇒1）

(4) 評価による絞り込みは、①(3)の選定基準に基づき、提案された課題を各会派(委員)が評価し、その合計点を政策検討会議での評価点とする。②実行計画に位置付けるテーマ絞り込みの参考とするため、評価点が上位にあるテーマについて担当部局へ意見照会を行う。③担当部局へ照会した意見を参考に協議を行い、課題を選定。

(5) 横須賀市議会実行計画と進捗管理については、～未来への羅針盤 2023～以下、下図のとおり。

### ～未来への羅針盤2023～



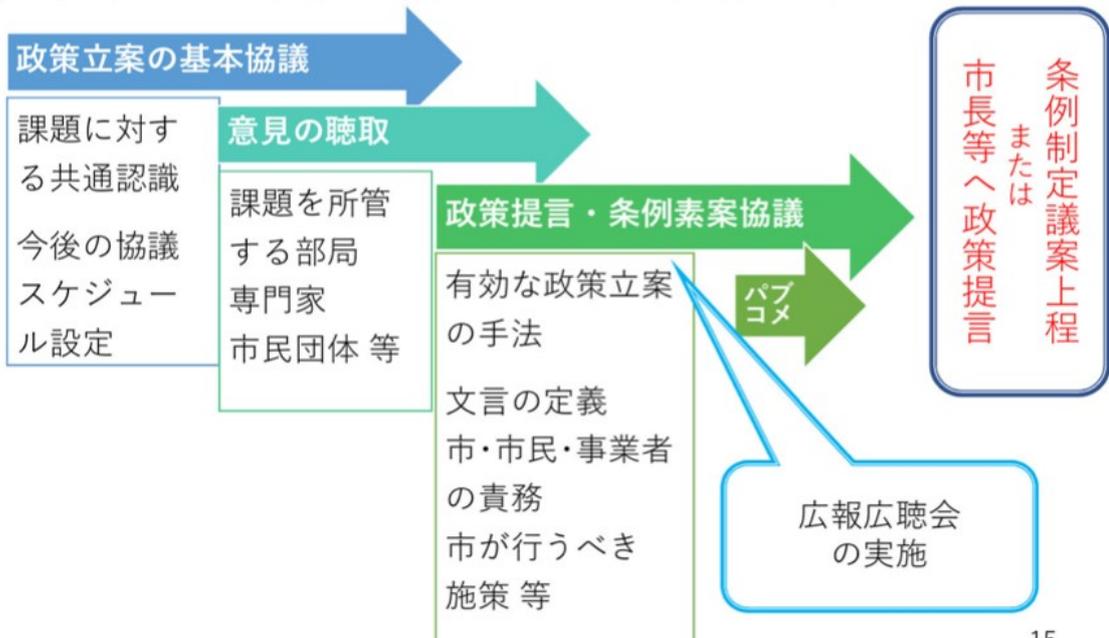
**横須賀市議会実行計画「未来への羅針盤2023」進捗状況**

区分	項目	検討状況	令和3年度(2021年度)												令和4年度(2022年度)		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
政策立案(議案)	歯及び口腔の健康づくり	実施済	6月19日定例会を踏まえ、以降9回にわたり条文協議を行い、歯科医師や神奈川医科大学教授の知見聴取なども実施しました。														
	犯罪被害者等にかかる基本条例	実施済	9月2日、10月3日、11月2日と集中的に協議を行いました。														
	子どもの権利	実施済	3月24日の本会議にて議案が提出され、賛成多数で可決されました。また、同日記者会見を行い、その内容の報告をしました。														
	公共交通の在り方	検討中	「よこすか子どもの権利を守る条例(案)」に関する懇談会を行いました。														
広野広域圏からの提案募集	検討待ち		計画期間(案件があった場合)														
議会改革(議案)	反問権の付与	実施済	条例施行後、本会議での質問中に市長から反問権が行使されるようになり、議論が深まっています。														
	議員定数の見直し	検討中	協議														
	市議会アンケートの実施	実施済	アンケート結果はこちらからご覧いただけます。														
	議会報告会の見直し	検討中	協議														
	市議会だよりの見直し	検討中	協議														
	議案・議決記録資料・一般質問の議決記録資料のインターネット公開	実施済	6月定例会から議案等資料のインターネット公開がスタートしました。														
	出退席指示の電子化	検討中	令和3年度へ協議が持ちこたえられました。														
議事への大型スクリーン・プロジェクターの導入	検討中	令和4年度へ協議が持ちこたえられました。															
音声翻訳技術による議会中継の検討	検討中	協議															

(令和4年7月1日現在) この表についてのお問い合わせは、市議会議会事務局まで

## 5 政策立案 (Do)

### (1) 課題別検討会議における協議の流れ



(2) 市民への報告及び懇談会

(2) 市民への報告及び懇談会

よこすか子どもの権利を守る条例(案)に関する懇談会

令和3年11月7日 開催

- 第一部 講演  
(テーマ：児童養護施設の現状と課題  
横須賀の虐待の現状と課題)
- 第二部 議員から条例案の報告
- 第三部 懇談会

※議会報告会に代わる新たな手法「広報広聴会」  
として、実施していくことが決定



(3) 政策立案の実績

制定(策定)年月	制定した条例・策定した政策提言	
平成29年11月	横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例	
平成30年10月	横須賀市がん克服条例	
令和2年6月	横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例	<b>横須賀市議会 実行計画～未来への羅針盤2023～</b>  <b>掲載分</b>
令和3年12月	横須賀市犯罪被害者等基本条例	
令和4年3月	横須賀市子どもの権利を守る条例	
令和5年2月	公共交通の在り方に関する政策提言書	

※課題別検討会議での協議を経て上程される条例議案は、  
委員会に付託せずに本会議で議決する。

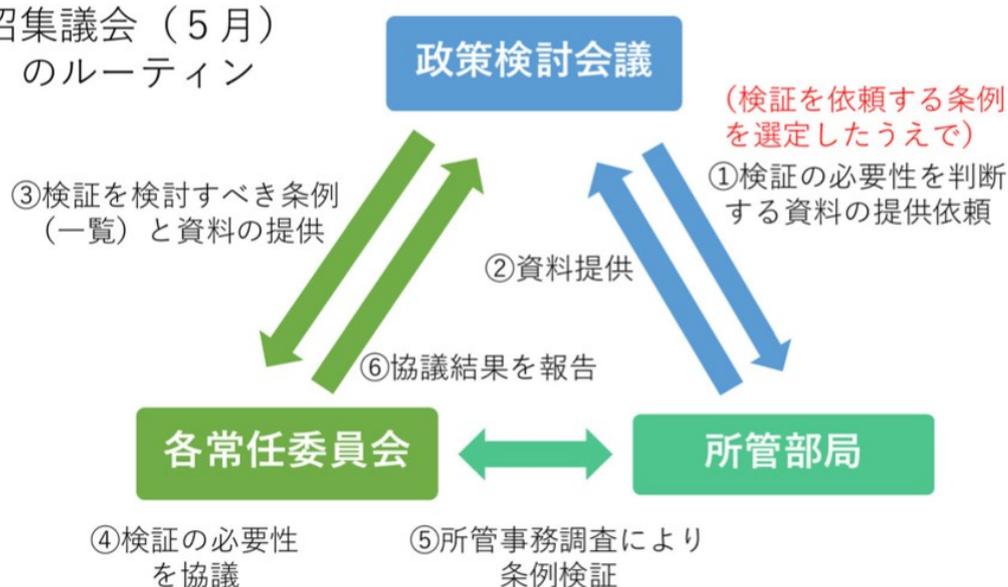
6 政策の検証(Check)については、政策立案後の検証の必要性⇒「つくっただけ」ではダメ 具体的検証方法を検討することが大切。⇒常任委員会の所管事務調査として検証を行うこととし、議会運営委員会申し合わせ事項に実施方法を規定

別表6（政策立案後の検証方法）申し合わせ48

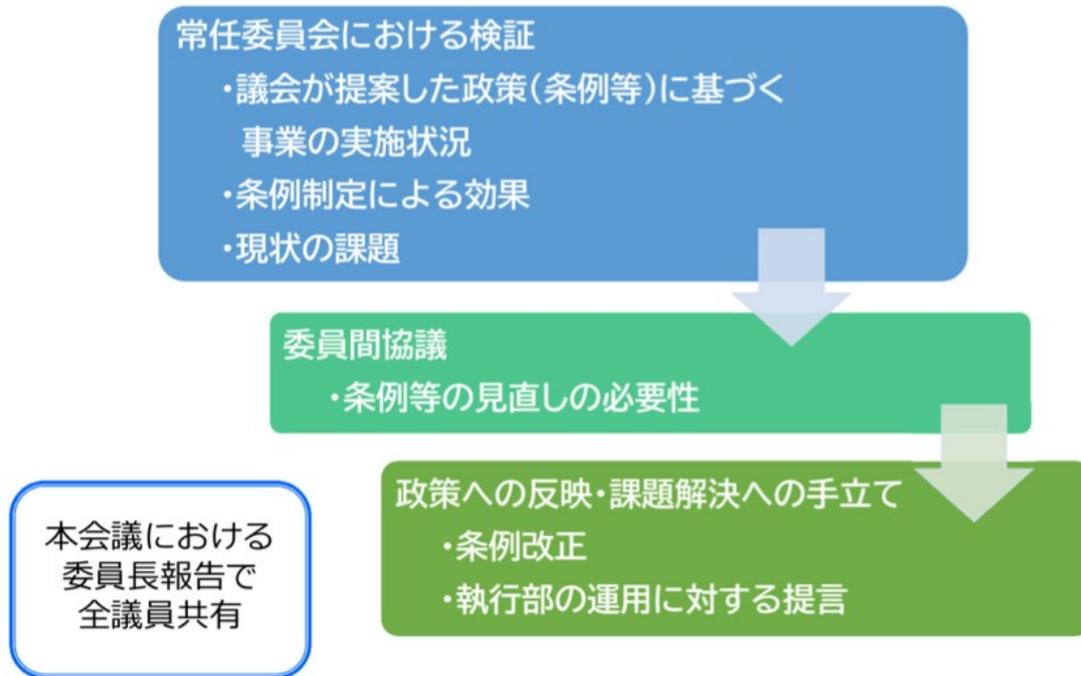
① 検証組織	常任委員会
② 検証方法	所管事務調査として、報告を受け質疑等を行う。 （地方自治法第109条第2項） 所管事務調査を行うときは、あらかじめ議長に通知する。 （委員会規則第16条）
③ 検証時期	執行部と調整し、原則、常任委員会（分科会）の開催日にあわせて実施する。ただし、必要がある場合は、別途日程を設ける。
④ 出席理事者	関係理事者のみ（関係部局長及び課長）とする。
⑤ 実施方法	説明を聴取した後、質疑を行う。必要に応じて委員間討議を行う。
⑥ 資料の配布時期	原則、審査を行う委員会の3日前（休日を含まない）までに配布する。
⑦ 検証結果	委員会規則第19条により議長に報告する。あわせて議場において委員長報告を行う。

## 6 政策の検証（Check）

招集議会（5月）  
のルーティン



## 7 政策への繁栄・改善 (Action)



## 8 今期の実行計画について

【前期の4年間を振り返って(次期への申し送り)】

(1) 次期実行計画に掲載する政策立案課題について・計画に定める課題の数・課題選定の時期 (2) 課題別検討会議について・市民等からの意見聴取の在り方 (3) 次期実行計画における広報広聴会議からの提案課題について

横須賀市議会実行計画 ~未来への羅針盤2027~																							
	令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
政策立案	スポーツの振興を通じたまちづくりの推進								令和7年度からの検討開始に向け、令和6年度中に課題を選定する予定です。														
特別委員会 議会基本条例 地域防災計画	議会基本条例の検証				地域防災計画の検証																		
	議員間協議の在り方				常任委員会所管事務調査(他都市調査)のルール再検討																		
議会改革 議会制度検討会議 広報広聴会議 議会ICT化	市議会だよりに関するアンケートの実施(読者対象)				動画を活用した議会報告																		
	議場・委員会室のシステムの在り方の検討																						

## 【 所 感 】

横須賀市議会は、本市のように予算議案の取扱いを4つの常任委員会に分割付託し、各常任委員会で採決を行い議員は所属委員会の予算を審査していた。ただし、決算議案の取扱いは、特別委員会で審査し特別委員会で採決を行っていた。この従来の分割付託による審査方法は、修正等が行われた場合、修正の有無により各委員会での表決結果が異なり、同一議案内で賛否が異なる矛盾が生じることから、これを解消することと予算審査と決算審査を同一議員が行うことにより、総合的・一体的な審査を行うことが必要であることで予算決算常任委員会を導入した。このことにより、予算決算常任委員会と4つの部門別常任委員会（総務、生活環境、教育福祉、都市整備）を設置。予算決算常任委員会への付託議案を予算・決算議案のほか次に掲げる議案とし、分割付託を行わないようにした。その結果、予算決算常任委員会設置による効果として分割付託解消による円滑な議案審査できるようになり、同一議員が予算決算審査を行うことによるチェック機能の強化につながったことは大いに学ぶべきことである。全国市議会議長会の指摘もあるので、早期にどの方法が良いのか進めていかなければならない。また、議会改革について議員定数の見直しなど3つの改革は丁寧に対応され改革に日々アップデートしていることに敬意と議員のスキルアップの必要性を強く感じた。

## 【 提 言 】

石巻市議会の喫緊の課題である、予算・決算の分割付託を見直す方策を中心に議会改革は日々アップデートしなければならない。特に、現在も予算・決算の分割付託を行っており、横須賀市議会のように制度改正に向け調査・検討中から令和7年度には実施したい項目である。どの方法が円滑に実施できるか、本委員会と議会改革推進会議で審議し期間を決め、横須賀市議会が設置する予算決算常任委員会は、予算決算特別委員会ではなく常任委員会との併用など、まずは本委員会と議会改革推進会議で慎重に審議し期間を決め実施に向けることを提言する。

また、議会改革においては、議員定数案条例や議会報告会から広報広聴会への移行など時代と実態に併せた対応が必要である。本委員会と広報広聴委員会で議会報告会などの検討を図ることを提言する。横須賀市議会では、議員のパワハラなど新たな条例を制定せず、令和3年に横須賀市議会議員政治倫理条例の第3条2項に「議員は、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の他者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は人格若しくは尊厳を害する行為をしてはならない。」同3項に「議員は、文書、インターネット等を用いる方法その他の方法により、他者の名誉又は社会的信用を害する可能性の高い誹謗中傷に当たる行為をしてはならない。」で対応しているので早急に対応願いたい。さらに、スキルアップし政策立案をできる仕組みを構築するよう提言する。



横須賀市議会



研修視察の様子

---

---

お問い合わせ

石巻市議会事務局 議事調査係

〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号

Tel : 0225-95-5080 (議会直通)

Fax : 0225-96-2274

Mail : [assesc@city.ishinomaki.lg.jp](mailto:assesc@city.ishinomaki.lg.jp)